

4 健康危機における健康確保対策

(1) 大規模災害等

ア 現状

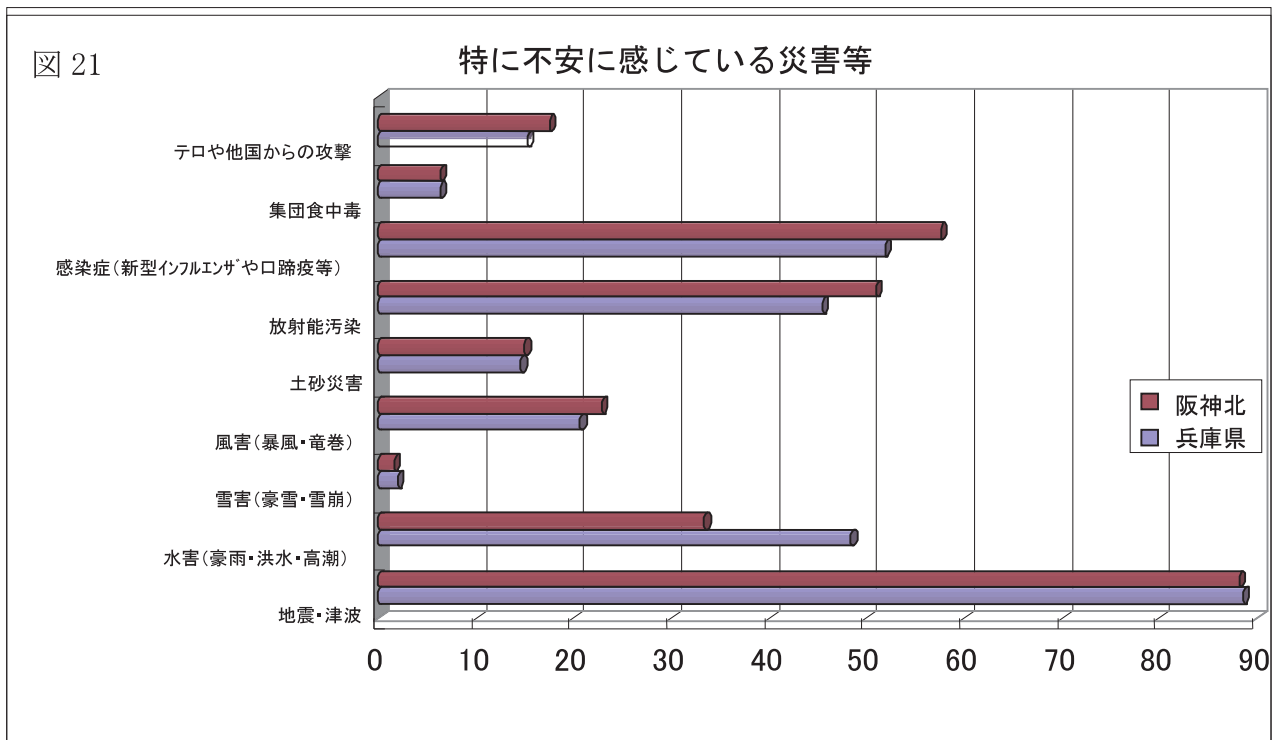
(ア) 圏域のこれまでの主な健康危機事例

圏域内の主な健康危機事例

年 月	健康危機事例
平成 7 年 1 月	阪神・淡路大震災
平成 17 年 4 月	JR 福知山線脱線事故
平成 21 年 4 月	新型インフルエンザ ^a の発生

(イ) 特に不安に感じている災害等

東日本大震災を受け「地震・津波」が 88.2%と突出していますが、「感染症」57.6%、「放射能汚染」51.0%で県平均と比較しても 5 ポイント以上多くなっています。



資料：県「平成 23 年度第 17 回県民意識調査」

(ウ) 非常時に備えての食の備蓄状況

非常時に備えて食料等を備蓄している世帯は 51.3%であり、飲料、主食となる食品、主菜となる食品、カセットコンロ等の熱源の順に多くなっています。

図 22

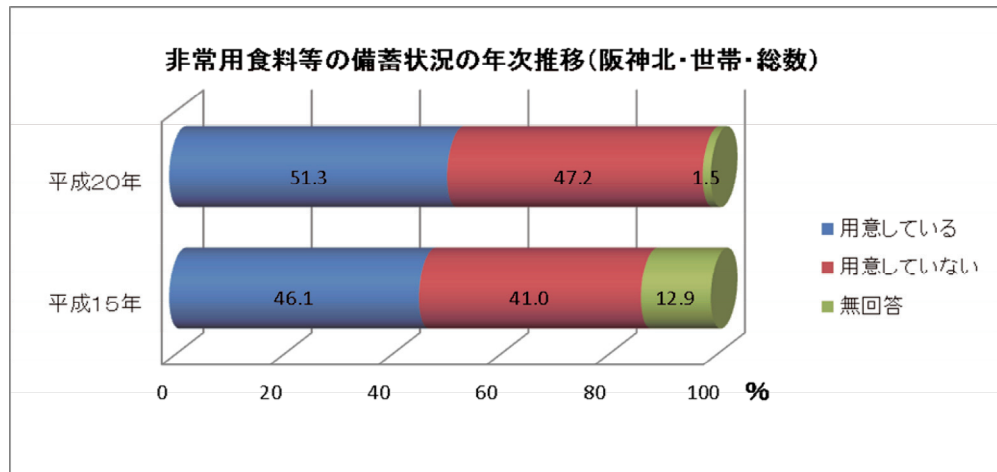
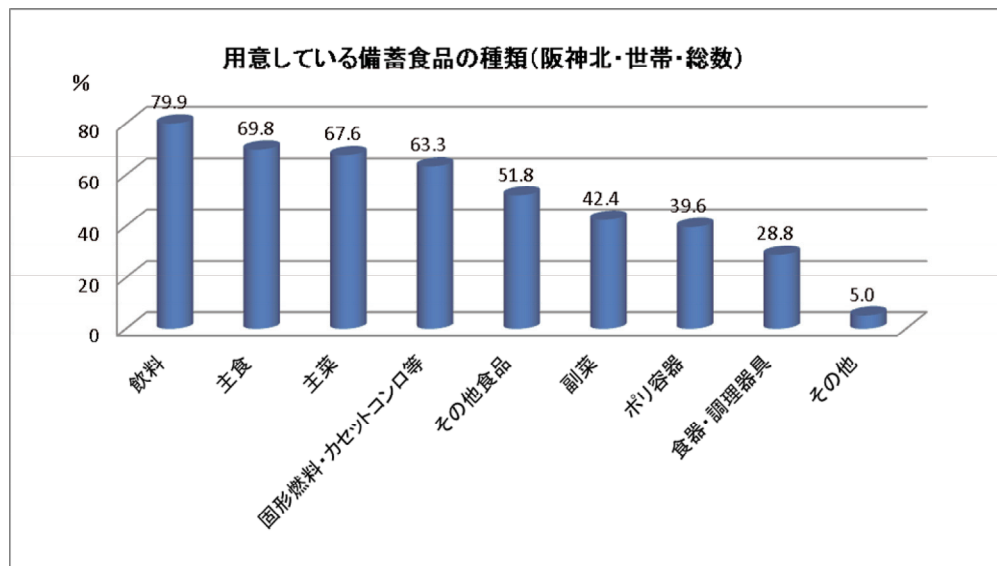


図 23



資料：兵庫県「平成 20 年度ひょうご健康食生活実態調査」

(エ) 在宅人工呼吸器装着難病患者数等

在宅人工呼吸器装着難病患者数・個別災害対応マニュアル作成数

	在宅人工呼吸器 装着難病患者数(人)	個別災害対応 マニュアル作成数
阪神北圏域	11	10
兵庫県	213	160

平成 24 年 3 月 31 日現在

イ 課題

(ア) 大規模災害に備え、年齢・疾病など個人の心身の状況に応じた食料等の備蓄及び緊急連絡先などの明確化が重要であることの周知

(イ) 大規模災害時に、被災者の健康を守るための保健活動ができる体制づくり

- ・ 大規模災害発生時の慢性疾患患者の医療中断
- ・ 避難生活等における栄養摂取の偏りや喫煙、飲酒量の増加
- ・ 睡眠障害や不安、抑うつ症状の増加
- ・ 高齢者の生活不活発病の増加
- ・ 口腔内の不衛生
- ・ 感染症の発生や生活環境衛生の悪化

など、被災者の二次的な健康被害を防止するための対策の促進

(ウ) 医療ニーズの高い患者・障害者への大規模災害発生時に備えた市町及び医療機関等の連携による支援

ウ 推進方策

地震や、台風等による水害の発生など、大規模な災害が発生した際の避難生活における二次的な健康被害を防止するためには、平時から大規模災害に備えた対策が必要であり、以下の目標を掲げ施策を推進します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	51.3% (県：平成 20 年度健康食生活実態調査)	70%以上
災害時保健指導マニュアルを整備している市町数の増加	0 市町 (0%)	5 市町 (100%)
在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針にもとづく個別災害対応マニュアルの作成割合の増加	90.9%	100%

【主な推進施策】

① 大規模災害等による危機への備え

大規模災害等による健康危機が生じた場合に備えて、乳幼児、妊産婦、高齢者、傷病者等、個々人の状況に応じた食料、飲料水の備蓄、服用薬の管理・確保の必要性ならびに医療機関や家族間の緊急連絡先の明確化等について、あらゆる機会を通じて普及啓発し、備蓄率の向上を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害に備えた備蓄の必要性等の認識向上と世帯の状況に応じた備蓄の実施 ・ 緊急連絡先の明確化
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設相互の支援ネットワークの構築 ・ 関係団体での備蓄計画の共有
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者と従業員の状況に応じた備蓄と関係機関との情報共有 ・ 備蓄に適した食品等の保管・活用方法に関する普及啓発
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体等と協働した、大規模災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発、備蓄計画の作成、調整、実行
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体等と協働した、大規模災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発等

② 災害時の地域保健活動ガイドライン等の整備

大規模災害発生時に必要な対応ができるよう、災害時地域保健活動ガイドラインを整備するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者における大規模災害発生時の活動指針の整備
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町災害時保健指導マニュアルの整備 ・ 大規模災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認等
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時地域保健活動ガイドラインの整備 ・ 市町災害時保健指導マニュアル策定に対する支援

③ 被災者への保健指導等の実施

被災者の二次的な健康被害を予防するために、被災者への保健、栄養、口腔、服薬や、こころのケアに関する相談・指導を行うとともに、避難生活における感染症の流行防止に関する衛生管理、環境整備に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の利用 感染症や食中毒に対する予防行動
関係団体等	〈医療機関等〉 <ul style="list-style-type: none"> 被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援や情報提供、サービスの提供
市町	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 避難生活における感染症の発生を未然に防止するための啓発、衛生管理、環境整備の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導 避難生活における感染症の発生を未然に防止するための啓発、衛生管理、環境整備の実施

④ 要援護者への支援

疾病や障害を持っているために、避難行動・避難生活を行うことが困難である要援護者について、地震・風水害といった災害発生時に備え、要援護者の把握・名簿作成、必要な支援計画等について、体制整備を推進します。

また、在宅人工呼吸器装着難病患者を把握し、個別災害時対応マニュアルを作成し、平常時からの支援体制づくりに取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 必要時、災害時要援護者名簿記名への協力、記名の申し出 必要時、個別災害対応マニュアル作成の申し出、活用、または作成への協力

関係団体等	<p>〈医師会、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署 患者団体等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者に関する名簿、病状、要介護度、障害程度の共有 ・災害時における、安否確認などの支援 <p>〈医療機関等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別災害対応マニュアル作成への協力・連携、活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における安否確認などの支援協力 <p>〈メンテナンス業者等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における機器点検整備、情報提供 ・個別災害対応マニュアル作成への協力・連携、活用
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の把握・名簿作成、関係機関との共有 ・支援計画作成、支援体制の整備（福祉避難所の整備など） ・個別災害対応マニュアル作成への協力・連携、活用
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画作成、支援体制の整備に関する協力 ・個別災害対応マニュアル作成の対象者把握と作成 ・個別災害対応マニュアルの円滑な運用のための調整・連携、活用

(2) 食中毒

近年、腸管出血性大腸菌などを原因とする食中毒患者の死亡事例やノロウイルスなどによる規模の大きい食中毒が頻繁に発生していることから、集団給食施設、弁当調製施設などにおける食中毒発生の未然防止と発生時の迅速な拡大防止に取り組む必要があります。

ア 現状

阪神北圏域においては、平成 23 年度は 7 件（患者数 96 名）の食中毒が発生し、うち 5 件が居酒屋等で鶏肉の生食等を原因としたカンピロバクターによるもの、残り 2 件は福祉施設でのサルモネラ属菌によるもの、ホテルでの黄色ブドウ球菌によるものでした。

イ 課題

食中毒の未然防止を目的とした、適切な措置等の正しい知識の普及、事業者への指導

ウ 推進方策

重大かつ大規模な食中毒発生の未然防止、発生時の拡大防止を図るため、適切な措置等の正しい知識について、県民及び事業者への普及啓発やリスクコミュニケーションを推進し、事業者等への指導を行います。

※ 食品の安全に関するリスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというもの。

対象のリスクについて関係者が一緒に考え、リスクに関する正しい情報を信頼関係の中で共有し、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクについて共通の姿勢をもつことができます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
1 事件当たり患者数が 50 名を超える食中毒の発生を起こさない。（特に社会福祉施設、ホテル・旅館等）	0 件 (平成 23 年度 発生件数)	0 件
学校給食を原因とする食中毒の発生を起こさない。	0 件 (平成 23 年度 発生件数)	0 件

【主な推進施策】

① 食中毒予防に対する必要な知識の普及促進

食中毒の発生を未然防止するため、衛生教育等により、食中毒予防に必要な知識の普及啓発を図ります。

また、関係団体等との連携のもと、食品に存在する危害要因と二次汚染を防止するための適切な措置等の正しい知識の普及を促進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 食中毒予防に関する正しい知識の習得
関係団体等	・ 食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発
事業者	・ 施設の衛生管理や従事者の健康管理の徹底、衛生意識の向上など衛生教育への参加 ・ 食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発
市町	・ 事業等を活用した、食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	・ 衛生講習会等による食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発

② リスクコミュニケーションの推進

食の安全安心の確保については、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者が相互に情報、意見を交換し、県民の意見を施策に反映していくリスクコミュニケーションが大切です。

食の安全安心フェア等で、県民、事業者、行政等が相互に意見交換を行う場を設けることにより、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
関係団体等	・ 意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
事業者	・ 意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
市町	・ 意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換 ・ 施策への反映
健康福祉事務所	・ 意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換 ・ 施策への反映

③ 拡大防止のための事業者等への指導

食中毒の拡大を防止するため、24時間365日の健康危機管理体制のもと、平常時だけでなく休日夜間も県民等からの食中毒（疑い含む）に関する通報を受け付け、拡大防止策を講じるため事業者等へ適切な指導を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 食中毒が疑われる場合の速やかな健康福祉事務所（保健所）への通報
関係団体等	－
事業者	・ 食中毒が疑われる場合の速やかな健康福祉事務所（保健所）への通報
市町	－
健康福祉事務所	・ 原因究明に向けた調査の実施 ・ 拡大防止に向け、事業者等への指導等

④ 食品衛生に関する事業者への監視指導

食品衛生法に基づく飲食店等食品関係事業者に対する許認可事務を行うとともに、食品の表示や規格基準の徹底等の監視指導を推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	－
関係団体等	－
事業者	－
市町	－
健康福祉事務所	・ 飲食店等、食品衛生に関する事業者への監視指導の実施 ・ 食品の適正表示に関する監視指導の実施 等

(3) 感染症

ア 現状

阪神北圏域における平成23年度の学校、社会福祉施設等における感染症集団発生報告数は、感染性胃腸炎13件、インフルエンザ39件でした。

平成23年の感染症法に基づく全数報告対象疾患中、2類の結核新登録患者は117件、罹患率（人口10万対）は16.1で、全国平均、県平均より低い傾向にあります。70歳以上が6割を占め、高齢者の割合が高い状況です。

また、3類の腸管出血性大腸菌感染症（^{オー}157等）は6件と減少傾向となっています。

平成24年度は全国的に風しんの発生が増加しており、特に阪神北圏域では5月末から患者数が急増しています。

阪神北圏域では、平成22年度から、医療機関の院内感染対策の充実、健康福祉事務所との連携強化を目的とした感染症対策連絡会や専門研修会等の事業を継続実施し、医療機関とともに地域の感染症対策の向上に努めています。

表17 感染症患者発生届出数

年別	病名	二類	三類		四類			
		結核 (うち潜在性結核感染症※)	腸管出血性大腸菌感染症	細菌性赤痢	レジオネラ症	A型肝炎	つつがむし病	デング熱
平成22年	届出数	124 (19)	17	1	2	1	2	2
平成23年	届出数	157 (40)	6	1	6	0	0	0

年別	病名	五類									
		アメーバ赤痢	クロイツフェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	ジアルジア症	後天性免疫不全症候群	風疹	麻疹	梅毒	破傷風	ウイルス性肝炎
平成22年	届出数	6	0	1	2	3	1	1	2	1	0
平成23年	届出数	5	1	0	1	3	2	0	5	0	1

※ 潜在性結核感染症：結核の無症状病原体保有者で、かつ、医療が必要と診断されるものであり、新登録結核患者には含まれないが届出対象。

イ 課題

感染症に関する正しい知識の普及、調査及び情報提供、感染拡大防止の指導

ウ 推進方策

新型インフルエンザなどの新興感染症の流行や、結核などの再興感染症、輸入感染症等、多様化する感染症への迅速かつ幅広い対応が求められていることから、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
家庭で感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 89.5% うがい 79.0% ワクチン接種 44.5% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	手洗い 98.0% うがい 95.0% ワクチン接種 53.0%
定期予防接種の接種率の増加 ・ジフテリア、百日咳及び破傷風（三種混合） （平成 24 年 11 月以降は、ポリオを加えた四種混合） ・結核 ・麻しん及び風しん	第Ⅰ期 101.1% 第Ⅰ期追加 102.8% 第Ⅱ期 72.2% 95.1% 第Ⅰ期 95.3% 第Ⅱ期 92.7% (H23 年度定期予防接種報告)	95%以上
予防接種を実施する人の割合の増加（インフルエンザ：65 歳以上等）	48.2% (H23 年度定期予防接種報告)	53%以上

【主な推進施策】

① 感染症予防に関する正しい知識の普及啓発

正しい知識の普及啓発が、感染症予防につながることから、医療機関や学校、施設等の関係機関と連携した啓発を推進します。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・感染予防に対する正しい知識の習得 ・適切な感染予防方法の習得（手洗い・うがいの励行、予防接種等）
関係団体等	〈医療機関、教育機関、社会福祉施設等〉 ・正しい知識の普及啓発

事業者	・感染症の予防に関する知識及び技術の習得
市町	・正しい知識の普及 ・地域住民への情報提供等
健康福祉 事務所	・正しい知識の普及、情報提供 ・人材の育成や資質の向上と確保

② 拡大防止のための患者・家族への指導

感染症の発生時には、迅速、適切な対応が必要であり、関係機関と連携しながら、速やかに調査を実施します。

また、患者が適切な医療を受けるための支援や、拡大防止に向けた患者・家族への指導を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・感染症が疑われる場合の速やかな相談、受診、休養
関係団体等	〈医療機関、教育機関、社会福祉施設等〉 ・感染症が疑われる場合の速やかな相談、報告、注意喚起
事業者	・感染症が疑われる場合の速やかな相談、報告
市町	・患者が適切な医療を早期に受けるための支援 ・拡大防止に向けた住民等への指導、注意喚起
健康福祉 事務所	・患者が適切な医療を早期に受けるための支援 ・拡大防止に向けた患者、家族、関係機関への調査・指導、注意喚起

③ 市町、医療機関、施設等における感染症対策と連携の強化

医療機関の院内感染対策の充実、健康福祉事務所との連携強化を目的とし、圏域内の医療機関を対象とした感染症対策連絡会を継続実施します。

また、医療機関、施設や学校等の感染対策の向上を目的とした、職員対象の研修会等を継続実施し、関係機関と連携しながら地域の感染症対策の向上に努めていきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	〈医療機関、教育機関、社会福祉施設等〉 ・感染症に関する情報収集 ・感染症発生情報の提供 ・感染症対策連絡会への参加 ・施設等研修会への参加
事業者	・感染症に関する情報収集 ・感染症発生情報の提供

市町	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生情報提供への協力 ・施設等研修会への参加 ・関係機関への情報提供
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する情報収集、分析及び情報提供 ・感染症の発生状況及び動向の把握 ・感染症対策連絡会の開催 ・施設等研修会の実施 ・専門研修会の実施

④ 予防接種の実施

抵抗力の弱い乳幼児や、抵抗力が低下する高齢者の感染による重症化や死亡を防ぐため、インフルエンザ等の予防接種の実施の支援や普及啓発に努めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の受診
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 〈医療機関、教育機関等〉 ・予防接種実施への協力 ・予防接種に関する正しい知識の普及
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する正しい知識の普及への協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施 ・予防接種運営協議会を開催する等、定期予防接種率の向上に向けた関係機関との連携・調整 ・予防接種に関する正しい知識の普及
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施の支援 ・市町予防接種運営協議会等への参画による定期予防接種率の向上について対策、検討及び指導 ・予防接種に関する正しい知識の普及

【用語解説】

	用 語	解 説
1	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。
2	健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。
3	健康増進プログラム	県が平成 17 年度に兵庫県健康財団に委託して作成した、生活習慣病予防及び介護予防を推進するため、個々人の健康状態や体力にあった健康づくりのためのプログラム。
4	e-チェックプログラム	インターネットを活用し、いつでも簡単に自らの「健康チェック」が行える健康づくりのためのツール(兵庫県が平成 18 年度に健康財団と開発したプログラム)
5	かかりつけ医	日頃から気軽に健康相談にも応じる地域の初期医療の中核的な担い手であり、必要があれば適切な専門医を紹介し、在宅療養を支援するなど、生活の中で患者を支えながら、医療サービスを提供する医師。
6	かかりつけ歯科医	治療だけでなく定期健診や専門的口腔ケアなど口腔に関することを患者のライフサイクルに沿って提供し、地域に密着した活動を行う歯科医師。
7	健康づくり推進員	健康づくり活動の推進を図るため、率先して健康づくり活動に取り組む県民（住民）。県（または市町）が条例等に基づき委嘱する。
8	地域医療連携パス	病期（病気あるいは病状の各時期）により、その時期に最も適切な医療機能を持つ病院・施設で切れ目の無い医療を受けられるようにするための道具（治療計画書、ロードマップ）に当たるものをいう。
9	栄養ケアステーション	管理栄養士、栄養士が地域や医療機関に対して栄養支援を行う拠点をいう。
10	認知症サポーター	認知症について正しい知識をもち、認知症の人と家族を温かく見守る応援者で、市町が開催する「認知症サポーター養成講座」を受講した者をいう。
11	キャラバン・メイト	「認知症サポーター養成講座」の講師となる人で、県や市町等が開催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録されている者をいう。
12	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器（身体運動にかかわる骨、筋肉、関節、神経など）の障害により要介護になるリスクの高い状態のことをいう。

	用語	解説
13	^{ごえん} 誤嚥性肺炎	<p>誤って食物や唾液等が気道から肺に入り、細菌感染等によって起こる肺炎のこと。加齢による気管の感覚低下により、むせの症状がなくても誤って気管に入っていること（むせない誤嚥）もある。発熱や咳き込み、食欲低下等の症状がある</p>
14	^{こうくう} 口腔のケア	<p>^{こうくう} 口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより、QOLの向上をめざした科学であり技術。</p> <p>狭義には、介護者による日常的な^{こうくう}口腔のケア（介護者が歯科医師・歯科衛生士の歯科保健指導を受けて日常的に行う清掃）と歯科医師・歯科衛生士による専門的^{こうくう}口腔ケア（①歯科治療、②歯科保健指導、③専門的^{こうくう}口腔清掃、④摂食機能訓練）がある。</p>
15	^{そしゃく} ・ ^{えんげ} 咀嚼・嚥下機能	<p>食べ物を口から食べ、飲み込む機能のこと</p>
16	フッ化物応用	<p>フッ化物とは、フッ素を含む化合物のこと。むし歯予防に利用されるのは、主にフッ化ナトリウム(NaF) やリン酸酸性フッ化ナトリウム(APF)。むし歯予防の局所応用方法としては、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用がある。</p> <p>① フッ化物洗口 むし歯予防のため、低濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて行う洗口（ブクブクうがい）のこと。学校等において集団で利用する場合と家庭で利用する場合がある。ブクブクうがいができる人に応用され、1日1回行う方法と、週1~2回行う方法があり、歯科医師の指導のもとに行われる。</p> <p>② フッ化物歯面塗布 むし歯予防のため、フッ化物を含む薬剤を歯に直接塗る方法のこと。歯科医師、または、歯科医師の判断のもとに歯科衛生士が行い、使用する薬剤には、溶液タイプ、ゲルタイプがある。年数回定期的に実施することで、より効果が得られる。フッ化物洗口のできない幼児や障害児のむし歯予防手段として有用である。</p> <p>③ フッ化物配合歯磨剤 フッ化物が入っている歯磨剤のこと。個人の選択により、家庭でも手軽に応用できる方法。</p>

	用 語	解 説
17	歯肉炎 しにくえん	炎症が歯肉（歯ぐき）に限局した歯周疾患のこと。歯肉が赤く腫脹したり、歯肉から出血する等の自覚症状がある。
18	歯周病 ししゅうびょう	歯周組織（歯肉や歯を支えている骨、歯の根の膜等のこと）が歯垢（プラーク）に含まれている『歯周病菌（細菌）』に感染し、歯肉（歯ぐき）が腫れたり、出血したり、最終的には歯が抜けてしまう、日本人が歯を失うもっとも大きな原因の歯の周りの病気の総称。
19	歯間清掃用具	歯ブラシでは取り除き難い歯と歯の間の歯垢を取り除く補助器具のこと。デンタルフロス（糸付きようじ）や歯間ブラシがある。
20	標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル	平成21年7月に日本歯科医師会が作成した、疾病予防（一次予防）を中心とした歯科健診の具体的な指針。20の質問からなる事前質問紙調査を中心に簡便な問診で成人の歯の健康状況をスクリーニングし、生活習慣の改善に向けた保健指導を行うもので、従来の疾病発見型から、行動・環境リスク発見型・行動変容支援型歯科健診への転換を目指している。
21	摂食嚥下障害 せつしょくえんげ	脳血管疾患や老化等によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下し、起こる障害のこと。むせ、誤嚥、窒息等がある。

本計画は、阪神北圏域健康福祉推進協議会健康づくり部会
及び阪神北圏域^{はちまるにいまるけんこう}8020健口づくり推進会議等において協議
の上、策定しました。

平成25年 4月発行

〈連絡先〉

◆兵庫県宝塚健康福祉事務所(保健所)

〒665-0034 兵庫県宝塚市小林3丁目5-22

電話 0797-72-0054 FAX 0797-74-7091

メールアドレス takarazukakf@pref.hyogo.lg.jp

〈企画課〉〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2-4-15

電話 0797-83-3101(代) FAX 0797-86-4309

◆兵庫県伊丹健康福祉事務所(保健所)

〒664-8522 兵庫県伊丹市千僧1丁目-51

電話 072-785-7462(地域保健課) FAX 072-777-4091

メールアドレス Itamikf@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5・10・1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県
健康づくり推進
実施計画